

水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不 検 出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満*
測定方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本産業規格 K0102-1 17.2 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注)判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

水浴場水質判定基準

1. 「判定基準」については、以下の表に基づき次のとおりとする。

- (1) 大腸菌数、油膜の有無又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、大腸菌数、油膜の有無及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
- 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により「水質AA」、「水質A」又は「水質B」となった水浴場を「適」、「水質C」となった水浴場を「可」とする。

項目 区分		大腸菌数 ※1	油膜の有無	透明度 ※2
適	水質AA	20 CFU/100mL 以下	油膜が認められない	全透 (または1 m 以上)
	水質A	100 CFU/100mL 以下	油膜が認められない	全透 (または1 m 以上)
	水質B	300 CFU/100mL 以下	常時は油膜が認められない	1 m 未満 ～50 cm 以上
可	水質C	最大値 300 CFU/100mL を超えるもの かつ 幾何平均値 100 CFU/100mL 以下	常時は油膜が認められない	1 m 未満 ～50 cm 以上
不適		最大値 300 CFU/100mL を超えるもの かつ 幾何平均値 100 CFU/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	50 cm 未満 ※3
測定方法		日本産業規格 K0102-5 5.6.2 (規格 K0102-5 5.6.2.7 は除く。) に定める方法	目視による観察	付表に定める方法

(注) ※1： 大腸菌数の判定は、同一水浴場に関して得た測定値の最大値による。ただし、最大値が 300 CFU/100mL を超過した場合においても、同一水浴場で複数回調査を実施した結果の幾何平均値が 100 CFU/100mL 以下であれば水質C「可」とする。なお、幾何平均値を求める際に、個別の測定値が報告下限値未満の場合については、報告下限値の数値として取扱い、幾何平均値を計算する。

※2： 透明度の判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

※3： 透明度 (※3 の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場とする。

- (1) 「水質C」と判定されたもの。
- (2) 油膜が認められたもの。